

## 西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(平成30年7月12日)

(西宮市条例第12号)

### (目的)

第1条 この条例は、要望等の記録、不当要求行為に対する措置及び内部公益通報に関する制度について定めることにより、職員の公正な職務の執行を確保し、もって市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び市議会議長をいう。

(2) 職員 執行機関等及びその補助機関である者をいう。

(3) 要望等 職員以外の者が職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情、依頼等であつて、職員の作為又は不作為を求める行為をいう。

(4) 不当要求行為 次に掲げるものをいう。

ア 次に掲げる行為をその内容とする要望等であつて、正当な理由のないもの

(ア) 特定の者に対して著しく有利な、又は不利な取扱いをすること。

(イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

(ウ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

(エ) 執行すべき職務を行わないこと。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、法令等に違反する行為又は不当な行為

イ 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等

ウ 暴力又は乱暴な言動その他社会的相当性を逸脱する手段による要望等

(5) 内部公益通報 市の事業に係る公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する公益通報をいう。

(6) 法令等 法律及び法律に基づく命令並びに条例、規則及びその他の規程をいう。

(執行機関等及び職員の責務)

第3条 執行機関等は、常に透明性の高い公正な市政の運営を図り、市民の信頼を確保するよう努めなければならない。

2 執行機関等は、職員の公正な職務執行の推進を図るため、要望等の記録、不当要求行為に対する措置及び内部公益通報に対応する体制の整備その他必要な措置を講じなければ

ならない。

3 職員は、法令等を遵守するとともに、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行しなければならない。

4 職員は、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を私的な利益のために用いてはならない。

(要望等の記録)

第4条 職員は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

2 職員は、要望等を受けるに当たり、当該要望等の内容を録音することができる。

(記録の例外)

第5条 職員は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する要望等については、その内容を記録しないことができる。ただし、当該要望等が不当要求行為に該当し、又はそのおそれがある場合は、この限りでない。

(1) 公式又は公開の場において行われる要望等であって、議事録その他これに類するものに記録がなされるもの

(2) 他の法令等又は制度において内容を記録することとされているもの

(3) 単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等であることが明白であるもの

(4) 職員が多数の者に順次対応するような要望等であって、記録することが困難なもの

(5) その場で用件が終了し、職員が改めて対応し、又は回答する必要がないもの

(6) 日常的に行われる営業活動に係るもの

(7) 公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの

(不当要求行為に対する措置)

第6条 執行機関等は、不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他不当要求行為を中止させるために必要な措置を講ずるものとする。

(西宮市公正職務審査会への諮問)

第7条 執行機関等は、次に掲げる事項について必要があると認めるときは、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市公正職務審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。

(1) その内容が不当要求行為に該当するかどうかを執行機関等が判断できない要望等への対応

(2) 前条に規定する不当要求行為を中止させるために必要な措置

2 執行機関等は、前項の規定による諮問をしたときは、審査会の答申を尊重して当該要望等への対応その他の措置を講ずるものとする。

(内部公益通報の運用)

第8条 市長は、別に定めるところにより内部公益通報に関する制度を適切に運用しなければならない。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年度この条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関等が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第2条 西宮市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の款に次のように加える。

西宮市公正職務 審査会	西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成30年西宮市条例第12号)第7条第1項の規定による諮問に応じた審査並びに要望等の記録及び不当要求行為に対する措置の状況等の審議及び助言	3人	学識経験者その他法令等又は行政運営に関し優れた識見を有する者
----------------	---	----	--------------------------------